（案）

委　託　契　約　書

1　委託業務の名称　　林産試験場構内除排雪業務

2　委託期間　　令和８年(2026年)12月１日から令和９年(2027年)３月31日まで

3　業務委託料　　委託業務に対する委託料として、次に掲げる項目に該当する単価とその月の稼働時間合計数を乗じて得た額の合計額を受託者に支払うものとする。（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を受託者に支払うものとする。）

除雪業務

名　　称	規　　格	１時間あたり単価
除雪ドーザ	トラクターショベルホイール式、８トン以上又はバケット容量1.3立方メートル以上	金　　円／１台
除雪作業員	普通作業員	金　　円／１人

排雪業務

名　　称	規　　格	１時間あたり単価
ダンプトラック	10トンクラス又は14立方メートル以上	金　　円／１台

上記価格に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加算する。

なお、消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

１か月の稼働時間の合計数に１時間未満の端数がある場合は翌月に繰り越し、最終契約月においてその端数に対応する１時間あたりの金額（単価）に60分の１を乗じて得た額を加算するものとする。

但し、最終月の小数点以下の金額は切り上げとする。

4　契約保証金　　免　除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年(2026年)　　月　　日

札幌市北区北19条西11丁目
委託者　地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長　小髙　咲
（担当部局：森林研究本部林産試験場）

住　所
受託者　氏　名

（総則）
第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
２　受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
３　この契約書に定める催告、請求、通知、申出、承認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
４　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。
７　受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。
８　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
10　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（再委託の禁止）
第３条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　受託者は、災害、疾病その他やむを得ない事情により、自ら委託業務の処理に従事できないときは、前項の規定にかかわらず、委託者の指定する期間に限り、受託者の責任において第三者に委託業務の処理をさせることができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
３　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
４　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。
（業務担当員）
第４条　委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。
（業務処理責任者等）
第５条　受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。
２　受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び住所を委託者に通知するものとする。この場合において、従業員２名以上を定める場合は、そのうち１名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。
３　前２項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。
（補助作業員の雇入れ等）
第６条　受託者は、委託業務を処理するため、必要に応じ、補助作業員を受託者の責任において雇い入れることができる。
２　受託者は、補助作業員を雇い入れたときは、その氏名、年齢及び住所を委託者に通知しなければならない。補助作業員に異動があった場合も、同様とする。
３　補助作業員を雇い入れたことにより生ずる一切の債務は、受託者の負担とする。
（業務処理責任者等の変更請求等）
第７条　委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。
（業務内容の変更）
第８条　委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額または委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（報告義務）
第９条　受託者は、委託業務の処理に関し事故が生じた場合は、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。
（調査等）
第10条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。
（実績報告等）
第11条　受託者は、要領に基づく除排雪業務を実施したときは、当該除排雪の結果を記載した書面を委託者に提出し、その確認を受けなければならない。
（業務委託料の請求及び支払）
第12条　受託者は、前条の規定による委託者の確認を受けた後、委託者に対して業務委託料の支払いの請求をするものとする。
２　委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、翌月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合は、その直後の営業日）までに業務委託料を受託者に支払うものとする。
３　受託者は、委託者の責めに帰すべき理由により第２項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年 3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を委託者に請求できる。
４　業務委託料の支払場所は、委託者の理事長の勤務の場所とする。
（秘密の保持）
第13条　受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。
（委託者の任意解除権）
第14条　委託者は、次条及び第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
２　前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
（委託者の催告による解除権）
第15条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（１）委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
（２）正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
（３）前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
（委託者の催告によらない解除権）
第16条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
（２）受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３）受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
（４）契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
（５）前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
（７）第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
（８）受託者が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第17条　第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第18条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第20条　受託者は、次の各号にいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の１に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第21条　受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

３　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第22条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

（１）第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第23条　委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第24条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。